

秋田市立下北手小学校閉校記念事業実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、秋田市立下北手小学校閉校記念事業実行委員会と称する。(以下、本会と略す。)

(事務局)

第2条 本会の事務局を下北手小学校(秋田市下北手松崎字谷崎202番地1)内に置く。

(組織)

第3条 本会は、下北手地区振興会員、下北手小学校同窓会員、PTA会員、現教職員および本会の目的に賛同する有志をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は、下北手小学校の閉校を記念するため、下北手小学校創立以来の歴史を振り返るとともに、輝く伝統を後世に残し、顕彰することを目的とした事業に取り組む。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 記念事業に関すること
- (2) 記念事業費の調達に関すること
- (3) その他必要と認められること

第2章 役員

(役員)

第6条 本会には、会長1名、副会長4名、実行委員長1名、副実行委員長3名、事務局長1名、事務局次長1名を置く。また、このほかに本会への協力者を会長が委嘱する。

(任期)

第7条 役員任期は事業終了までとする。欠員が生じたときは、役員会の承認を得て会長が委嘱し、任期は前任者の残任期間とする。

(任務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは会長の任務を代行する。また、地域住民への事業の周知を行う。
- 3 実行委員長は、本会の業務を司る。副実行委員長は、実行委員長を補佐する。
- 4 事務局長は、本会の事務を行う。事務局次長は、事務局長を補佐する。
- 5 協力者は、本会事業に必要なと思われる業務に対して役員に協力する。
- 6 各部会は、実行委員会で決定された事項やその他必要と思われる業務を行う。

第3章 会議

(種類)

第9条 本会の会議は、実行委員会、各部会とする。

(招集)

第10条 実行委員会は会長が招集する。また、各部会は部長が招集する。

(実行委員会)

第11条 実行委員会では、次の事項を協議する。

- (1) 会則の制定および改廃
- (2) 予算、決算、事業計画の承認
- (3) その他本会の運営に関する必要事項

(部会)

第12条 部会ごとに次の業務を行う。

- (1) 記念式典部会は、記念式典の企画・運営を行う。
- (2) 記念誌部会は、記念誌の制作、発行および記念誌の配達・発送を行う。
- (3) 祝賀部会は、記念祝賀会の企画・運営を行う。

(表決)

第13条 本会の会議は、出席者の過半数をもって議決する。

第4章 会計

(会計)

第14条 本会の会計は、協賛金、その他の収入をもって充てる。

(会計期間)

第15条 本会の会計は、令和6年4月26日から事業終了までとする。

第5章 会計監査委員

(会計監査委員)

第16条 本会には、監査委員を2名置き、会計を監査し、実行委員会において報告する。

附則

この会則は、令和6年4月26日から施行する。